

大阪市水道局告示第75号

大阪市水道事業給水条例（昭和33年大阪市条例第19号）第13条第1項の規定に基づき、次の者を指定給水装置工事事業者に指定したので、大阪市水道事業給水条例施行規程（昭和33年大阪市水道事業管理規程第4号）第17条第1項の規定に基づき告示する。

令和6年12月16日

大阪市水道局長 谷川友彦

名称	所在地	指定日
有限会社門真テック	大阪府門真市四宮3丁目2番34号	令和6年 11月30日
エイテック株式会社	大阪市福島区吉野4丁目24番5号	
有限会社エリア設備工業	大阪府岸和田市神須屋町1丁目15番10号	

（水道局工務部給水課）